様式３号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（横浜市⇔宅建業者）

市有地処分の媒介に関する契約書

　　市有地処分の媒介に関する業務について、横浜市（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、市有地処分の媒介に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第１条　甲及び乙は、地方公共団体及び宅地建物取引業にかかる社会的使命を有する立場と

　双方の信義、誠実の原則に立ち、市有地処分の適正かつ円滑な推進と宅地建物取引業の健

　全な発展に資するものとする。

（契約の趣旨）

第２条　甲は、次に掲げる土地（以下「市有地」という。）の処分を行うにあたり、土地の

　購入者（以下「顧客」という。）と甲との媒介を委託し、乙はこれを受託するものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 物件番号 | 所　　　　　　　在 | 地　　積  （㎡） | 売払価格  （円） |
|  |  |  |  |

（業務の内容及び媒介報酬の支払い）

第３条　乙は、市有地の処分にあたり、協定書に基づき、顧客と甲との媒介を行い、次の

　書類を甲に提出しなければならない。

　（１）市有地買受申請書

　（２）その他甲が指示する必要書類

２　甲は、顧客から売買代金が納入され所有権移転登記が完了した後、乙からの請求

　に基づき媒介報酬を支払うものとする。

（媒介報酬の額）

第４条　前条の媒介報酬の額は、協定書第１０条第１項の規定により定められた額とする。

（苦情紛争の処理）

第５条　乙は、甲に対し市有地処分の媒介を行うにあたり、第三者との間に苦情、紛争が

　発生したときは、乙の責任において、これを処理するものとする。

（甲の解除権）

第６条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することが

　できる。

　（１）この契約に違反したとき。

　（２）媒介業務の処理が不適当と認められるとき。

　（３）この契約を履行することができないと認められるとき。

（費用の負担）

第７条　この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

（媒介契約の有効期限）

第８条　この契約の有効期間は、　　　年　　月　　日とする。

（秘密の保持）

第９条　乙は、この媒介により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（補則）

第１０条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が

　協議して定めるものとする。

　　この契約の締結を証するため、契約書を２通作成し、甲と乙が記名・押印をして、それぞれ１通を保有するものとする。

　　　　　　年　　月　　日

　　甲　　　横浜市中区本町６丁目50番地の10

　　　　　　横浜市

　　　　　　横浜市長　　○○　○○

　　乙